

ITベンチャー育成特区

都道府県名：

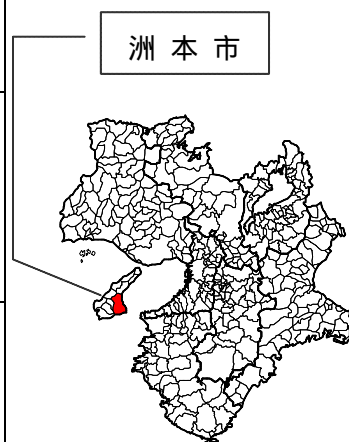
兵庫県

申請主体名：

洲本市

区域の範囲：

洲本市の全域



特区の概要：

市が整備した光ファイバー網を活用し、情報通信環境の整備を促進することにより、外出先でも高速なインターネットが無線で利用できるホットスポットサービス、動画等の大容量データをスムーズに扱えるサービス等を実施するITソフトベンチャー企業の誘致や育成、新規産業の創出を進めるとともに、一層の市民サービス向上を図る。

適用される規制の特例措置：

・地方公共団体による電気通信事業者への通信回線の開放



第1 ITベンチャー育成センター



第2 ITベンチャー育成センター